

# 宅地建物取引士に係る他都道府県知事指定の法定講習の受講について

山形県県土整備部建築住宅課

1 他都道府県知事指定の法定講習（宅地建物取引業法第22条の2第2項に基づく。）を受講できる方（次のどちらにも該当することが必要です。）

(1) 宅地建物取引士資格登録済みで、宅地建物取引士資格試験合格後1年以上経過している方

(2) 山形県知事が指定した法定講習を、やむを得ない理由で受講出来ない方

＜やむを得ない理由の例＞就職先が決まり、そこで専任の宅地建物取引士として業務を行うことが確実であり、宅地建物取引士証が至急必要となったため、等

2 申請先（郵送による申請もできます。）

〒990-8570（郵便番号の記載があれば住所記入不要）

山形県山形市松波2-8-1

山形県県土整備部建築住宅課 住まいづくり支援担当

宅地建物取引業担当者あて 電話023-630-2641

3 申請書類

(1) 他都道府県知事指定の講習受講認定申請書・・・1部

(2) 顔写真（縦3cm×横2.4cm、カラー写真）・・・2部（うち1部を申請書に添付してください。）

(3) 本人を確認できる顔写真付きの身分証明書（運転免許証等）のカラーコピー

(4) 送付先を記載し、切手を貼付した返信用封筒

4 申請後の手続きの流れ

(1) 申請後概ね7日間以内に講習受講証明書を送付しますので、講習実施機関に提出してください。

なお、他都道府県における講習日程、申込方法等は各自確認してください。

(2) 講習修了後、講習実施機関で修了証明をした講習受講証明書が送付されます。

(3) 宅地建物取引士証の交付申請をする際は、上記(2)の講習受講証明書を添付し、(公社)山形県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会または山形県に交付申請をしてください。

なお、講習を受講した他都道府県に宅地建物取引士証の交付申請をすることはできません。登録している山形県にのみ交付申請ができ、山形県のみ宅地建物取引士証の交付ができます。

# 他都道府県知事指定の講習受講認定申請書

年 月 日

山形県県土整備部建築住宅課長 殿

申請者

宅地建物取引士  
登録番号

山形県 第 号



写真

登録年月日

年 月 日

フリガナ  
氏 名

生年月日

年 月 日

(縦3 cm×横2.4 cm、  
カラー写真)

住 所

私は 年 月 日、(公社) が実施する宅地  
建物取引士証交付のための講習を受講すべきところ、下記理由により受講できないので、  
知事が指定している が行う講習を宅地建  
物取引業法第22条の2第2項に規定する講習として認めていただきたく申請します。

記

山形県知事が指定した講習を受講できない理由

当申請書以外に必要な書類等

- (1) 顔写真 (縦3 cm×横2.4 cm、カラー写真) ……2部 (うち1部を申請書に添付してください。)
- (2) 本人を確認できる顔写真付きの身分証明書 (運転免許証等) のカラーコピー
- (3) 送付先を記載し、切手を貼付した返信用封筒